規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年七月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一七―一三四

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十の表科学技術政策研究所の項中「科学技術政策研究所」を「科学技術・学術政策研究所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年七月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一二三―一二

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ラを次のように改める。

ラ　科学技術・学術政策研究所

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　令

○外務省訓令第十号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年七月一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中

「

在スラバヤ日本国総領事	東ジャワ州、東カリマンタン州、南カリマンタン州

」を、

「

在スラバヤ日本国総領事	東ジャワ州、東カリマンタン州、北カリマンタン州、南カリマンタン州、北スラウェシ州、ゴロンタロ州、中部スラウェシ州、東南スラウェシ州、南スラウェシ州、西スラウェシ州、マルク州、北マルク州、パプア州、西パプア州

」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十五年七月一日から施行する。